

義務教育費国庫負担制度の堅持・義務教育諸学校30人学級の実現を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法第26条に記された義務教育費無償の原則に則り、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るうえで根幹をなす制度であり、すべての国民が等しくその能力に応ずる教育を与えられることに大きく貢献してきました。

義務教育費国庫負担金については、平成18年度から国の負担額が二分の一から三分の一に変更されましたが、自治体間にある自主財源の格差は地域ごとの教育水準の格差につながる恐れがあります。「教育は未来への先行投資」であり、子どもたちには最善の教育環境を提供する必要があります。

また、令和3年の法改正により、小学校の学級編制の標準は35人に引き下げられましたが、今後は、よりきめ細かな教育活動をすすめるため、義務教育9カ年全学年で学級編制の標準を30人に改正する必要があります。学校現場においては、各県各市町村によって公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置基準がまちまちであり、教育環境に大きな差が生じています。

ついては、教育条件の整備のため、次の事項の実現について強く要請いたします。

- 1 義務教育費国庫負担制度について、国の負担額を二分の一にすることを含め、制度を堅持すること。
- 2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、国の責任で30人学級の完全実施を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年9月27日

三 原 市 議 会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣 あて